

＼こちらチェック！／

農業所得がある方へ（販売がある農家）

収支計算による申告となります。

●**持ち物** 収支内訳書（農業所得用）及び収入と経費が確認できるもの

①農協と取引されている方は、農協が発行する各種明細書

②営農組合（集落営農）の方は、分配金の計算書
※明細書・計算書等がないと申告相談に支障がでますので、必ず持参ください。

【お願い】

①農作業の委託費、小作料の支払いがある方は事前に支払明細書をご提出ください。

②機械等を共同で購入された方は、事前に販売証明書などをご提出ください。

営業・不動産など事業所得のある方へ

●**持ち物** 収支内訳書（一般・不動産用）及び収入と経費が確認できるもの

報酬・配当所得のある方へ

●**持ち物** 支払明細書など

給与・年金所得がある方へ

●**持ち物** 源泉徴収票

※中途退職者は退職時までの源泉徴収票も必要です。

障がい者控除を受けられる方へ

●**持ち物** 障がい者手帳など

※要介護認定を受けている方で「身体障がい者に準ずる」と認定された場合は、障がい者控除を受けることができます（認定書は健康福祉課介護保険係で発行します）。

医療費控除を受けられる方へ

●**持ち物** 記入済みの医療費明細書と領収書

※出産一時金、高額医療費がある場合や保険などの補てん金がある場合はその金額が除かれます。

※金額は事前に合計しておいてください。

住宅借入金等特別控除の適用を受けられる方へ

●**持ち物**

(1)新規の方…借入金の年末残高等証明書、登記簿謄本、契約書写しなど。

※敷地の取得や住宅取得等資金の贈与がある場合、会場での申告をお受けできない場合がありますので、事前に税務署にお問い合わせください。

(長井税務署 ☎84-1810)

(2)2回目以降の方…税務署から届いている住宅借入金等特別控除申告書、借入金の年末残高証明書

- 所得に関するもの**
- 源泉徴収票（給与・年金）
- 収支内訳書及び収入と経費を証明するもの（農業・営業・不動産その他事業所得がある方）
- 例）出荷証明書や購買明細書等の経費が確認できるもの売上伝票や帳簿等及び経費が確認できるもの
- 一時所得や保険満期一時金などの証明書
- 支払明細書、金融機関発行の源泉徴収票（配当のある方）
- 個人年金、講師料、謝金など各種報酬の支払明細
- 売買契約書、譲渡費用等がわかる領収書（土地等売却された方）

- 控除に関するもの**
- 生命（一般・介護医療）保険料支払証明書
- 個人年金保険料支払証明書
- 地震保険料支払証明書（平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料支払証明書）
- 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の領収書
- 国民年金保険料控除証明書、農業者年金掛金の領収書
- 医療費の明細書と領収書、おむつ使用証明書、保険などの補てん額
- 身体障がい者手帳、療育手帳など
- 障がい者控除対象者認定書（要介護認定者）

- 寄附を行なった団体の発行する領収書
 - 振替納付や還付に関するもの**
 - 通帳及び通帳の本人届出印：振替納付
 - 申告者名義の金融機関名・支店・口座番号がわかるもの：還付
- 申告相談について**
- (1)受付簿に記入された順に行います。
- (2)相談日は、地区・地域指定を行います。次のことにご注意ください。
- ①指定された日の時間帯においでください。
- ②指定日に都合のつかない方は、同じ地区の会場のいずれかの日にお越しください。

- 申告が必要な方**
- 給与収入があり、次に該当する方**
- ①年末調整を行っていない方
- ②前年中に中途で退職した方
- ③給与以外に所得のある方
- ④2カ所以上から給与のある方
- 農業・営業・不動産など事業所得のある方**
- 配当や保険満期、資産の譲渡などの所得がある方**
- 年金受給者で社会保険・生命保険料控除を受けようとする方**
- 収入がなく、次に該当する方**
- ①国民健康保険に加入している方
- ②所得証明が必要な方
- ③年金などの免除を申請される方
- ※詳細は、1月15日に全戸配布される「町・県民税申告相談のお知らせ」及び「フロッピーチャート」参照。
- 申告に必要なもの**
- 申告される方全員**
- 印鑑
- 町民税・県民税個人申告書（町から送付されている方）
- 「確定申告のお知らせ」ハガキ（税務署から送付されている方）
- 本人確認書類（申告書にマイナンバーを記入した場合）の写し
- 例）マイナンバーカード（写）、マイナンバー通知カード（写）＋運転免許証（写）など
- ③同じ地区の会場のいずれの日にも都合がつかない方は、事前に税務出納課町民税係へご連絡（新たな日を予約）ください。
- ※連絡なしに指定会場以外に来られた方は、資料がないため受付できませんのでご注意ください。
- (3)資料等の都合上、役場庁舎内での相談はお受けできません。ご理解とご協力をお願いします。
- (4)自書申告書は役場税務出納課または申告会場でお預かりします。
- (5)前年（平成30年1月1日～12月31日）の所得を申告してください。
- (6)申告相談終了間際は混み合いますので早めの申告にご協力ください。

期間は2月14日～3月15日です 町・県民税の申告相談

【問い合わせ】税務出納課町民税係 ☎85-6132

今年も町・県民税の申告時期になりました。この申告は、平成31年度の町・県民税を算出する基礎となるほか、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料や介護保険料及び所得証明書などの税関係証明書発行の資料となる重要な手続きですので、提出の必要な方は忘れずに申告書をお出しくささい（※マイナンバー制度の導入により、平成28年分以降の申告書にはマイナンバーを記入していただく必要があります。マイナンバーを記入した申告書を提出する際には「番号確認」「本人確認」をさせていただきます）。申告が必要な方は、必要書類の事前準備をお願いします。

期 日	相談受付地域		会 場 (対象地区)
	午 前	午 後	
2/14 (木)	中田、原、上原	堀之内、北原、針生	鷹山地区コミュニティセンター (鷹山地区)
15 (金)	山道、西	新屋敷1・2	
18 (月)	下折居、上折居、西原、細野	東小手沢、南	
19 (火)	南部1・2	南部3・4・5	東根地区コミュニティセンター (東根地区)
20 (水)	中部1・2	中部4・5・6	
21 (木)	北部1・2	北部3・4	
22 (金)	中部3、東部1・2	東部3・4	蚕桑地区コミュニティセンター (蚕桑地区)
25 (月)	蚕桑1・2	蚕桑3・8・10	
26 (火)	蚕桑6・7	蚕桑4・5・15	
27 (水)	蚕桑12・13	蚕桑11・14・16	
28 (木)	蚕桑9・17・18	蚕桑19・20	
3/4 (月)	鮎貝3・4・14	鮎貝10・12	鮎貝地区コミュニティセンター ハーモニープラザ (鮎貝地区)
5 (火)	鮎貝1・2	鮎貝11、高岡2、深山2	
6 (水)	鮎貝7・8・9	鮎貝5、高岡1、深山1	
7 (木)	鮎貝13	鮎貝6、黒鴨	
8 (金)	十王1・2	十王3・4・5・6	
11 (月)	十王8・9・10	十王7、菖蒲1・2	産業センター (荒砥・十王地区)
12 (火)	下山、佐野原	貝生2、八幡1・2	
13 (水)	貝生1、大瀬	貝生3、新町	
14 (木)	出来町1・2	横町1、仲町3	
15 (金)	仲町1・2	横町2、上町、仲町4	

【開館時間】午前8時30分

【受付時間】午前の部：午前8時45分～11時（相談は午前9時開始）

午後の部：午前11時45分～午後3時（相談は午後1時開始）

